

大分県企業局障害者活躍推進計画	
目標	
採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：3.36%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任。 ○ 相談窓口を所属長並びに総務課総務調整班総括及び人事担当者とする。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

令和6年度実施状況	
目標に対する結果	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年6月1日現在における実雇用率は2.65%であり、法定雇用率2.8%を下回る結果となった。なお、令和6年6月1日時点の雇用障害者数は、法定雇用障害者数2人を満たしている。 	
取組内容に対する結果	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者については、総務課長を選任済み。 ○ 該当職員からの相談に的確に応じるとともに、病気休暇の取得など活用できる制度の周知・活用を促した。 ○ 令和6年6月1日時点において、障害者職業生活相談員の選任義務は生じていない。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 該当職員とのコミュニケーションを十分に行うとともに、適切な人事配置を行った。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価面談の機会を捉え、年2回のヒアリングを実施し、本人の要望を踏まえつつ勤務形態について配慮した。 ○ 募集・採用に当たっては、知事部局との交流職員が配置される可能性があることから、知事部局における取組について情報収集を行った。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度における障害者就労施設等からの物品等の調達実績額については、9,385千円 ○ 障害者就労施設等からの調達を推進するため、令和6年度に実施した取組は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種様式・通知書等印刷 ・ 名刺発注 ・ クリーニング ・ 除草・清掃 	